

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 7 回総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 2 0 1 会議室

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一 第 5 番 安藤 紀子

第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木美恵子

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 2 3 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第7回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第8 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 内田 久子 委員

議席番号 第4 杉田 健一 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第２ 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第３ 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第７回総会に提出されました議案について、報告します。議案第２１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について１件、議案第２２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について１件、議案第２３号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について１件、合計３件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番、△△△番△、地目：畑、総面積：396㎡です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名A氏です。

事務局

譲渡人は、埼玉県東松山市大字〇〇△△△番地氏名B氏 外△名です。

事務局	申請理由は、農地の取得、権利関係は、所有権移転です。
事務局	当申請については、申請者は大字〇〇△△△番の宅地を購入するにあたり、地権者より宅地と併せて農地も購入してもらいたいとの話があり、日当たりもよく、耕作するのに適しているため、取得することとなったとのことでございます。
事務局	それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：借りている農地については全て耕作されており、申請地においても営農計画書のとおり、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。
事務局	農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間210日程度、農業に従事していると記載されております

事務局 ので、問題ないと思われます。

事務局 地域との調和要件：地域計画の達成や周辺農地の集団化、農作業の効率化には支障はないと思われ、周辺の農家と協力し、管理していく旨の記載もされているため、問題ないと思われます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。

 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

 (質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第1班

議長 杉田委員、お願いします。

杉田委員 議案第 2 1 号について、調査報告をいたします。
6 月 1 7 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございました。
それでは、議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長

続きまして、日程第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇△△番△の一部、地目：畑、面積：535㎡の内330㎡です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△番地 氏名C氏です。

事務局

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△番地 氏名D氏です。

事務局

転用目的は、自己用住宅です。

事務局	申請者は現在、義父の家に妻と子供△人、義父、義母、義父の姉の計△名で住んでおりますが、子供が大きくなるにつれて生活用品等も増え、手狭になってきました。将来のことも考え、拠点となる家を構えたいと思うようになり、実家付近で土地を探していたところ、義父所有の土地に家を建てることの承諾をいただき、今般の申請に至ったとのことでした。
事務局	それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。
事務局	工事計画：許可日から令和8年3月31日までです。
事務局	農地区分：当該農地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、相当数の家屋が連たんしている既存の集落に接続しているため、第1種農地の転用の不許可の例外に該当します。

事務局	資力及び信用：申請者は過去に違反転用はなく、資
	金調達計画書や住宅ローンの事前審査承認が添付さ
	れているため、問題ないと思われます。
事務局	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許
	可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。
事務局	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：令和
	7年6月10日付でまちづくり整備課へ開発許可申
	請がされており、許可見込みとのことですので、問題
	ないと思われます。
事務局	計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準と
	しております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを
	得ないと考えます。
事務局	周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支
	障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支
	障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

 (質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第2班内田委員、お願いします。

内田委員	議案第 2 2 号について、調査報告をいたします。 6 月 1 7 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。
議長	続きまして、日程第 6 議案第 2 3 号 嵐山町農用

議長 地利用集積等促進計画についての件を議題とします。
嵐山町長より、この件について、意見を求められております。本案について、農政課から説明をお願いします。

農政課長 議案第 2 3 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

農政課長 今般の申請分については、令和 7 年 9 月 1 日から契約が開始される分となっており、事務処理上、契約始期の 3 ヶ月前の総会審議となります。

農政課長 それでは、内容について、説明いたします。
(議案第 2 3 号について説明をする)

議長 ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第 2 3 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 2 3 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 7 回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉 田 哲

委 員

青 木 美 恵 子

委 員

内 田 久 子

委 員

杉 田 健 一
